

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（通知）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和6年内閣府告示第111号）について、令和6年9月18日付け消食基第195号により消費者庁次長から別添写しのとおり通知がありました。つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 規格基準告示関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考(品目)
イソピラザム	殺菌剤	農薬
テフルベンズロン	殺虫剤	農薬及び動物用医薬品
3-ニトロオキシプロパノール	メタン排出の抑制	飼料添加物
フェノキシエタノール	麻酔剤	動物用医薬品
フルオキサストロビン	殺菌剤	農薬
プロチオホス	殺虫剤	農薬
フロニカミド	殺虫剤	農薬
プロフラニリド	殺虫剤	農薬及び動物用医薬品
ヘキサコナゾール	殺菌剤	農薬
ベンチアバリカルブイソプロピル	殺菌剤	農薬
ポリオキシシンD亜鉛塩	殺菌剤/抗生物質	農薬
メタフルミゾン	殺虫剤	農薬

2 適用期日

(1) 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示日から適用される。ただし、通知中表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。

(2) 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用する。

3 運用上の注意（規制対象に変更がある品目を抜粋し記載）

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、ポリオキシシンD亜鉛塩は、規格基準告示の「第1食品の部A食品一般の成分規格」の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定する「3-ニトロオキシプロパノール」の規制対象は、代謝物M2【3-ニトロオキシプロピオン酸】のみとする。なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものである。
- (3) 今回残留基準値を設定する「フェノキシエタノール」の規制対象は、フェノキシエタノールのみとする。なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものである。
- (4) 今回残留基準値を設定する「プロフラニリド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、プロフラニリドのみとし、畜産物にあっては、プロフラニリド及び代謝物B【3-ベンズアミド-N-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド】とする。ただし、代謝物Bはプロフラニリドの濃度に換算する。
なお、改正前の残留の規制対象は、プロフラニリドのみである。

4 その他

- (1) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗こうを除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイ（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01ppm）が適用される。

施行上の注意：
通知の写しを添付すること。

食品・生活衛生課食品衛生係
（担当）松本、河原
電 話 026-235-7155（直通）
F A X 026-232-7288
防災電話 8-231-2657
電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

各 (都道府県知事
保健所設置市長
特別区長) 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和6年内閣府告示第111号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

農薬イソピラザム、農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン、飼料添加物3-ニトロオキシプロパノール、動物用医薬品フェノキシエタノール、農薬フルオキサストロビン、農薬プロチオホス、農薬フロニカミド、農薬及び動物用医薬品プロフラニリド、農薬ヘキサコナゾール、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル、農薬ポリオキシシンド亜鉛塩並びに農薬メタフルミゾン

第2 適用期日

1 改正後の残留基準値の適用について

告示の日（令和6年9月18日）から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日（令和7年9月18日）から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する食品>

農薬等	食品
テフルベンズロン	メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、グレープフルーツ、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、茶及びコーヒー豆
プロチオホス	大豆、ごぼう、日本なし、西洋なし及びぶどう
フロニカミド	オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）及びグレープフルーツ
ヘキサコナゾール	もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
ベンチアバリカルブイ ソプロピル	ねぎ（リーキを含む。）、なす、その他のなす科野菜、レモン及びライム
メタフルミゾン	レモン、グレープフルーツ及びライム

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、残留の規制対象を変更することとしているもの（「第3運用上の注意」1参照）については、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

(1) 別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。ただし、ポリオキシシンド亜鉛塩は、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。

(2) 今回残留基準値を設定する「イソピラザム」の規制対象は、イソピラザム（*syn*体及び*anti*体）のみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

(3) 今回残留基準値を設定する「テフルベンズロン」の規制対象は、テフルベンズロンのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (4) 今回残留基準値を設定する「3-ニトロオキシプロパノール」の規制対象は、代謝物M2【3-ニトロオキシプロピオン酸】のみとすること。

なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。

- (5) 今回残留基準値を設定する「フェノキシエタノール」の規制対象は、フェノキシエタノールのみとすること。

なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。

- (6) 今回残留基準値を設定する「フルオキサストロビン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつてはフルオキサストロビン及び代謝物Z異性体【(Z)-{2-[6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}(5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)メタノン O-メチルオキシム】とし、畜産物にあつてはフルオキサストロビン、代謝物Z異性体及び代謝物M55【6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロ-4-ピリミジオール】とする。ただし、代謝物Z異性体及び代謝物M55はフルオキサストロビンの濃度に換算すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (7) 今回残留基準値を設定する「プロチオホス」の規制対象は、プロチオホスのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (8) 今回残留基準値を設定する「フロニカミド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつてはフロニカミド、代謝物C【N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシン】及び代謝物E【4-トリフルオロメチルニコチン酸】とし、畜産物にあつてはフロニカミド、代謝物D【4-トリフルオロメチルニコチンアミド】及び代謝物Eとする。ただし、代謝物C、代謝物D及び代謝物Eはフロニカミドの濃度に換算すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (9) 今回残留基準値を設定する「プロフラニリド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつては、プロフラニリドのみとし、畜産物にあつては、プロフラニリド及び代謝物B【3-ベンズアミド-N-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド】とする。ただし、代謝物Bはプロフラニリドの濃度に換算すること。

なお、改正前の残留の規制対象は、プロフラニリドのみであること。

- (10) 今回残留基準値を設定する「ヘキサコナゾール」の規制対象は、ヘキサコナゾールのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (11) 今回残留基準値を設定する「ベンチアバリカルブイソプロピル」の規制対象は、ベンチアバリカルブイソプロピルのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (12) 今回残留基準値を設定する「ポリオキシシンD亜鉛塩」の規制対象は、ポリオキシシンDのみとすること。微生物学的力価試験法では、ポリオキシシン複合体も、ポリオキシシンDの測定によって検出される可能性があることから、食品衛生法第13条違反の判断の際には、ポリオキシシン複合体の検査を実施する等、ポリオキシシン複合体の使用履歴等について十分に確認すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (13) 今回残留基準値を設定する「メタフルミゾン」の規制対象は、メタフルミゾン（E体及びZ体）のみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品フェノキシエタノール並びに農薬及び動物用医薬品プロフラニドに係る新規承認、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料添加物3-ニトロオキシプロパノールに係る指定並びに農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬イソピラザム、農薬フルオキサストロビン、農薬プロチオホス、農薬フロニカミド、農薬及び動物用医薬品プロフラニド、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル、農薬ポリオキシシンD亜鉛塩並びに農薬メタフルミゾンに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。
- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

別紙

農薬イソピラザム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	0.2	0.2
大麦	0.6	0.6
ライ麦	0.2	0.2
その他の穀類	0.6	0.6
らっかせい	0.01	0.01
はくさい	5	5
キャベツ	3	3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40	40
にんじん	0.2	0.2
トマト	3	3
ピーマン	0.09	0.09
なす	2	2
その他のなす科野菜	○ 1	0.09
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05	0.05
しろうり	0.2	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	3	3
まくわうり（果皮を含む。）	0.2	0.2
りんご	5	5
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
マルメロ	0.4	0.4
びわ（果梗 <small>こう</small> を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 6	5
ネクタリン	○ 6	
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	5	5
ぶどう	8	8
かき	2	2
バナナ	0.06	0.06
その他の果実	0.4	0.4
なたね	0.2	0.2

農薬イソピラザム（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	0.03	0.03
豚の筋肉	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	0.01	0.01
大豆	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0.3	0.3
さとうきび	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	1	1
はくさい	0.3	0.3
キャベツ	0.3	0.3
チンゲンサイ	0.5	0.5
カリフラワー	0.01	0.01
ブロッコリー	0.5	0.5
その他のあぶらな科野菜	1	1
ごぼう	0.1	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	1	1
その他のきく科野菜	10	10
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
アスパラガス	0.3	0.3
トマト	2	2
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	0.2	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	2	2
しろうり	○ 0.3	
メロン類果実	● /	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.3	/
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.3	
その他のうり科野菜	0.2	0.2
ほうれんそう	5	5
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	3	3
えだまめ	1	1
その他の野菜	○ 5	
みかん	● /	0.05
みかん（外果皮を含む。）	● 1	/
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	0.5	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5	0.5

農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
グレープフルーツ	●	0.5
ライム	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
もも	●	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	● 1	
ネクタリン	0.5	0.5
いちご	1	1
ぶどう	0.7	0.7
かき	0.5	0.5
パパイヤ	0.4	0.4
ひまわりの種子	0.3	0.3
茶	● 15	20
コーヒー豆	● 0.3	0.5
その他のスパイス	5	5
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01

農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.4	0.4
はちみつ	○ 0.05	
とうもろこし油	○ 0.01	

- * 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- * 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「みかん」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。
- * 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

飼料添加物3-ニトロオキシプロパノール（メタン排泄の抑制）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.01	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

動物用医薬品フェノキシエタノール（麻醉剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○ 0.06	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬フルオキサストロビン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
小麦	0.2	0.2
大麦	0.4	0.4
とうもろこし	0.02	0.02
その他の穀類	2	2
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.2	0.2
そら豆	0.2	0.2
その他の豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.01	0.01
りんご	1	1
日本なし	0.6	0.6
西洋なし	0.6	0.6
おうとう（チェリーを含む。）	○ 1	
いちご	2	2
ぶどう	2	2
なたね	0.7	0.7
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.06	0.06
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.06	0.06
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.06	0.06
乳	0.03	0.03
はちみつ	0.05	0.05

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬プロチオホス（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	● 0.03	0.05
小豆類	0.03	0.03
らっかせい	0.02	0.02
ばれいしょ	0.02	0.02
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0.5	0.5
さとうきび	0.05	0.05
キャベツ	0.03	0.03
ごぼう	● 0.08	0.1
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	○ 0.1	0.03
にら	○ 2	0.2
わけぎ	○ 2	
その他のゆり科野菜	○ 2	0.2
にんじん	○ 0.2	
みかん（外果皮を含む。）	○ 3	2
日本なし	● 0.1	0.2
西洋なし	● 0.1	0.2
いちご	0.3	0.3
ぶどう	● 0.8	1
かき	0.2	0.2
くり	0.01	0.01
茶	5	5
その他のスパイス	○ 15	10
その他のハーブ	○ 2	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	

農薬プロチオホス（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.01	
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.01	
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬フロニカミド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	5	5
とうもろこし	0.4	0.4
大豆	5	5
小豆類	5	5
えんどう	5	5
そら豆	0.7	0.7
その他の豆類	5	5
ばれいしょ	0.3	0.3
さといも類（やつがしらを含む。）	0.2	0.2
やまいも（長いもをいう。）	0.2	0.2
こんにゃくいも	0.07	0.07
その他のいも類	0.2	0.2
てんさい	0.6	0.6
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.7	0.7
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20	20
かぶ類の根	0.6	0.6
かぶ類の葉	20	20
西洋わさび	0.6	0.6
クレソン	20	20
はくさい	20	20
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	20	20
こまつな	20	20
きょうな	20	20
チンゲンサイ	20	20
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	20	20
ごぼう	0.6	0.6
サルシフィー	0.6	0.6
チコリ	0.6	0.6
エンダイブ	3	3
しゅんぎく	15	15
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20	20
その他のきく科野菜	○ 5	2
たまねぎ	0.3	0.3

農薬フロニカミド（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
アスパラガス	2	2
にんじん	0.6	0.6
パースニップ	0.6	0.6
パセリ	15	15
セロリ	4	4
みつば	5	5
その他のせり科野菜	2	2
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	3	3
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	2	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2	2
しろうり	1	1
すいか（果皮を含む。）	2	2
メロン類果実	2	2
まくわうり（果皮を含む。）	0.5	0.5
その他のうり科野菜	3	3
ほうれんそう	20	20
オクラ	10	10
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	4	4
えだまめ	5	5
その他の野菜	3	3
みかん（外果皮を含む。）	2	2
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 2	3
グレープフルーツ	● 2	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
りんご	0.8	0.8
日本なし	0.8	0.8
西洋なし	0.8	0.8
マルメロ	0.8	0.8
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.8	0.8

農薬フロニカミド（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.8	0.8
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	2	2
クランベリー	2	2
その他のベリー類果実	2	2
ぶどう	6	6
かき	0.8	0.8
マンゴー	3	3
その他の果実	0.8	0.8
綿実	0.7	0.7
なたね	2	2
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.5	0.5
茶	40	40
ホップ	20	20
その他のスパイス	8	8
その他のハーブ	20	20
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	0.4	0.4
豚の腎臓	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4	0.4
牛の食用部分	0.4	0.4

農薬フロニカミド（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
豚の食用部分	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.4
乳	0.2	0.2
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.07	0.07
その他の家きんの脂肪	0.07	0.07
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.2	0.2
その他の家きんの卵	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	
トマトペースト（トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。）	15	15

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬及び動物用医薬品プロフラニド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	○ 0.01	
大豆	○ 0.07	
小豆類	○ 0.07	
えんどう	○ 0.07	
そら豆	○ 0.07	
らっかせい	○ 0.07	
その他の豆類	○ 0.07	
ばれいしょ		0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.04	
かんしょ	○ 0.04	0.01
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.04	
こんにゃくいも	○ 0.04	
その他のいも類	○ 0.04	
てんさい	○ 0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根		0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	9	9
かぶ類の根	0.04	0.04
かぶ類の葉	6	6
はくさい	○ 2	1
キャベツ	○ 2	0.4
ケール		10
こまつな		6
きょうな		5
チンゲンサイ		10
カリフラワー		2
ブロッコリー		2
その他のあぶらな科野菜		10
チコリ	○ 15	
エンダイブ	○ 15	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）		15
その他のきく科野菜	○ 15	
ねぎ（リーキを含む。）		3
アスパラガス	○ 0.7	
その他のうり科野菜	○ 0.04	
しょうが	○ 0.04	
未成熟えんどう	○ 1	
未成熟いんげん	○ 0.6	

農薬及び動物用医薬品プロフラニリド（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
えだまめ	0.8	0.8
その他の野菜	○ 1	
コーヒー豆	○ 0.01	
その他のハーブ	10	10
牛の筋肉	○ 0.2	
豚の筋肉	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	
牛の脂肪	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
牛の肝臓	○ 0.03	
豚の肝臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.03	
牛の腎臓	○ 0.03	
豚の腎臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.03	
牛の食用部分	○ 0.03	
豚の食用部分	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.03	
乳	○ 0.02	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.8	
その他の家きんの脂肪	○ 0.2	
鶏の肝臓	○ 0.3	
その他の家きんの肝臓	○ 0.03	
鶏の腎臓	○ 0.05	
その他の家きんの腎臓	○ 0.03	
鶏の食用部分	○ 0.05	
その他の家きんの食用部分	○ 0.03	
鶏の卵	○ 0.1	
その他の家きんの卵	○ 0.03	
はちみつ	0.05	0.05

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬ヘキサコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のなす科野菜	○ 0.2	
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
もも	● /	0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.7	/
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	0.5	0.5
かき	0.3	0.3
その他の果実	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬ベンチアバリカルブイソプロピル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.05	0.05
ばれいしょ	0.01	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01
はくさい	2	2
キャベツ	0.05	0.05
ブロッコリー	1	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15	15
たまねぎ	0.02	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.5	0.7
アスパラガス	0.3	0.3
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
トマト	2	2
なす	● 1	2
その他のなす科野菜	● 1	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
すいか	0.05	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6	0.6
まくわうり（果皮を含む。）	0.5	0.5
ほうれんそう	○ 10	
みかん（外果皮を含む。）	1	1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	● 0.7	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	● 0.7	1
その他のかんきつ類果実	1	1
いちご	2	2
ぶどう	2	2
その他の果実	1	1
その他のスパイス	6	6
その他のハーブ	○ 10	
はちみつ	0.05	0.05

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬ポリオキシシンド亜鉛塩（殺菌剤／抗生物質）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
キャベツ	0.1	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	0.1	0.1
アスパラガス	○ 0.5	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1	0.1
りんご	0.05	0.05
はちみつ	○ 0.05	

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

農薬メタフルミゾン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
とうもろこし	0.1	0.1
大豆	0.5	0.5
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1
かんしょ	0.1	0.1
さとうきび	○ 0.02	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	60	60
はくさい	10	10
キャベツ	5	5
芽キャベツ	0.8	0.8
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	40	40
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	3	3
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	40	40
ごぼう	0.1	0.1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	80	80
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	5	5
アスパラガス	0.5	0.5
にんじん	0.3	0.3
トマト	5	5
ピーマン	5	5
なす	3	3
その他のなす科野菜	0.6	0.6
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 1	
ほうれんそう	70	70
しょうが	0.2	0.2
えだまめ	10	10
みかん（外果皮を含む。）	8	8
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	● 5	8

農薬メタフルミゾン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	8	8
グレープフルーツ	● 5	8
ライム	● 5	8
その他のかんきつ類果実	8	8
りんご	○ 0.9	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 4	
ネクタリン	○ 4	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.7	
うめ	○ 30	10
いちご	0.1	0.1
ぶどう	○ 5	
キウイー（果皮を含む。）	15	15
その他のスパイス	40	40
その他のハーブ	40	40
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.2	0.03
豚の脂肪	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	0.03
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	0.03	0.03
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.9	0.9
その他の家きんの脂肪	0.9	0.9
鶏の肝臓	0.08	0.08
その他の家きんの肝臓	0.08	0.08

農薬メタフルミゾン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の腎臓	0.08	0.08
その他の家きんの腎臓	0.08	0.08
鶏の食用部分	0.08	0.08
その他の家きんの食用部分	0.08	0.08
鶏の卵	0.2	0.2
その他の家きんの卵	0.2	0.2
魚介類	2	2
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

- ※ ○:基準値を引き上げる品目等(適用期日:告示の日)
●:基準値を引き下げる品目等(適用期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アブリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (通知)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (令和 6 年内閣府告示第 133 号) について、令和 6 年 11 月 5 日付け消食基第 282 号により消費者庁次長から別添写しのとおり通知がありました。つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 13 条第 1 項の規定に基づき、二炭酸ジメチルの保存基準を改正した。また、同項の規定に基づき、メチルセルロースの使用基準を削除並びにカルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム及びデンプングリコール酸ナトリウムの使用基準を改正した。

あわせて、第 2 添加物の C 試薬・試液等及び D 成分規格・保存基準各条において所要の改正を行った。

2 適用期日

公布日及び告示日から施行する。

3 運用上の注意

(1) 保存基準関係

保存温度の下限 (20℃) が撤廃されたことから冷蔵及び冷凍での保管、輸送等が可能になった。一方、上限 (30℃) に変更はないため、特に、夏期における保管、輸送等に当たっては、引き続きその温度管理に十分配慮するよう関係者を指導されたい。

(2) 使用基準関係

メチルセルロースの使用基準は削除するものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

(問合せ先)

食品・生活衛生課食品衛生係

担当：松本、河原

電 話 026-235-7155 (直通)

F A X 026-232-7288

電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

消食基第 282 号
令和 6 年 11 月 5 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和 6 年内閣府告示第 133 号)が本日告示され、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部が改正されたところですが、改正の概要等につきましては下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないようよろしくお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 13 条第 1 項の規定に基づき、二炭酸ジメチルの保存基準を改正したこと。また、同項の規定に基づき、メチルセルロースの使用基準を削除並びにカルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム及びデンプングリコール酸ナトリウムの使用基準を改正したこと。

あわせて、第 2 添加物の C 試薬・試液等及び D 成分規格・保存基準各条において所要の改正を行ったこと。

第 2 適用期日

告示の日から適用されるものであること。

第3 運用上の注意

1 保存基準関係

保存温度の下限 (20℃) が撤廃されたことから冷蔵及び冷凍での保管、輸送等が可能になった。一方、上限 (30℃) に変更はないため、特に、夏期における保管、輸送等に当たっては、引き続きその温度管理に十分配慮するよう関係者を指導されたいこと。

2 使用基準関係

メチルセルロースの使用基準は削除するものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。